

令和 6 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 6 年 9 月 2 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 6 年 9 月 2 日 (月) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 6 年 9 月 2 日 (月) 1 1 時 0 1 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 原 田 邦 男 2 番 池 松 和 彦 3 番 原 口 博 文 4 番 原 田 宏 5 番 木 村 和 彦 6 番 石 橋 里 美 7 番 柳 雅 明 8 番 山 本 一 洋 9 番 石 丸 時次郎 1 0 番 奥 村 忠 義 1 1 番 山 本 久 矢 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 寺 原 裕 明
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第121条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 宮 崎 敏 宏 総 務 課 長 古 川 秀 志 企 画 課 長 亀 田 美 香 大 刀 洗 稲 葉 佳 奈 平 和 記 念 館 財 政 課 長 尾 畑 正 行 税 務 課 長 八 尋 福 由 出 納 室 長 橋 本 照 美 住 民 課 長 吉 浦 高 幸 人 権 ・ 同 和 尾 籠 浩 一 郎 健 康 課 長 橋 本 豊 対 策 室 長 岡 部 裕 行 建 設 課 長 行 武 一 洋 環 境 防 災 課 長 岡 部 裕 行 農 林 商 工 課 長 谷 口 謙 司 都 市 計 画 課 長 田 中 達 也 福 祉 課 長 神 崎 英 昭 上 下 水 道 課 長 徳 永 正 弘 教 育 課 長 宮 崎 宣 匡 こ だ も 課 長 村 山 弥 生 生 涯 学 習 課 長 小 川 真 一
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 山 本 孝 議会事務局次長兼議会係長 坂 田 康 仁

会 議 録

令和6年第3回定例会

[開会日]

令和6年9月2日（月）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	おはようございます。 9月定例会開会にあたりまして、ご出席の皆様とご一緒に町民憲章の朗読を行いたいと思いますので、恐れ入ります、ご起立をお願いいたします。 私が一つと申し上げますので、その後に本文の朗読、ご唱和をよろしくをお願いいたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切に作る筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、こどもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ご協力ありがとうございました。 ご着席ください。
議 長	改めましておはようございます。 開会に先立ちお知らせをいたします。 現在、夏の軽装期間中でございますので、上着を脱いでいただいても構いません。 よろしくお願いいたします。 本日の出席議員は14人につき、定足数に達しております。 ただいまから、令和6年第3回筑前町議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、8番 山本一洋議員及び9番 石丸時次郎議員を指名します。
日程第2	
議 長	日程第2「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日9月2日から13日までの12日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの12日間と決定をいたしました。
日程第3	
議 長	日程第3 「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 田頭町長
町 長	おはようございます。 本日は、令和6年第3回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきありがとうございます。 台風10号、台風の規模と進路予測から、平成3年の台風17号、19号等を想定しながら準備を進めてまいりました。避難所開設につきましても、ランチルームの一部も準備したところでございます。幸いにして本町は、農作物の一部被害は出

	たものの、人命、家屋等の被害には至らなかったことをせめてものだと思っております。準備したことは空振りではなく、素振りであったと考えております。 さて、本年度は、国が人口減少社会への危機感から施策を推進してきた地方創生事業検証の年でございます。結論として、東京への一極集中、人口減少の流れは歯止めがかからず、全国の9割以上の自治体が人口減少対策を講じながらもその成果が出ず苦慮しております。 本町は合併以降、住民と町との創意工夫の下、合併債、地方創生事業の積極活用や上下水道、国・県道路等の整備を促進し、相伴ってスーパー、ドラッグセンター、クリニック等の民間事業所が進出し、結果として合併10年間の人口動向は微減から現状維持へ、その後の10年間は微増に転じました。 当時、国のシンクタンク、国立社会保障・人口問題研究所が予測した本町の2024年の人口推計は2万7,461人でした。しかしながら、実際の筑前町人口は3万4,922人と予測を3,031人と大きく上回りました。また、人口問題の主要指標である合計特殊出生率も筑前町は合併時から0.5ポイント上昇し、これは国の下降傾向にある1.26ポイントよりも0.5ポイント上回っております。これは地方創生の成功事例として評価されるものであります。 私もこの要因を町長として、町として20年間の施策と町の動きを分析しているところでございます。今回、審査していただく令和5年度の決算内容にもその一因が表れていると思うところであり、確認されることを期待するものでございます。 それでは、本日提案します議案等18件の提案理由の説明を申し上げます。 報告第4号、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法の規定により報告するものです。 報告第5号、令和5年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。 報告第6号、令和5年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、当該資金不足比率を議会に報告するものです。 承認第5号、専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、7月22日付で専決処分した令和6年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について報告し、承認を求めるものです。一般会計補正予算（第2号）は、補正額1億9,095万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ153億7,571万7,000円としています。 議案第46号、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められたことに伴い、当該規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により町議会の議決を求めるものです。 議案第47号、筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第48号、筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたため、町議会の議決を求めるものです。
--	---

	議案第49号、筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたため、町議会の議決を求めるものです。 議案第50号、令和6年度筑前町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正額5億5,272万1,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ159億2,843万8,000円とするものです。増額補正する主なものは、ため池浚渫工事を実施するための農村環境整備事業1億8,018万4,000円、法改正に伴い対象者が拡大した児童手当支給のための児童手当支給事務9,719万7,000円などを追加するものです。 議案第51号、令和6年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,798万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,447万9,000円とするものです。 議案第52号、令和6年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,698万8,000円とするものです。 認定第1号から認定第7号につきましては、筑前町の一般会計と四つの特別会計及び二つの公営企業会計の合計七つの会計の令和5年度決算の認定についてであります。いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最少の経費で最大の効果を上げるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の決算審査意見書のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思います。 また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算審査特別委員会において付託審議がされることと思いますので、そのときによりしくお願い申し上げます。 以上が本日提案します議案等の説明理由です。慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよりしく願いいたします。 以上、開会にあたりましての挨拶と議案等の提案理由の説明とさせていただきます。 よりしく願いいたします。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 報告第4号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を議題とします。 報告を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	議案書、タブレットの4ページをお願いします。 報告第4号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法第243条の3第2項の規定により別冊のとおり提出する。

	本日付、町長名です。 それでは、タブレットに別添資料を三つ掲載しておりますが、そのうち報告第4号関係添付1とタイトルのついた第16期決算報告書をお開きください。 第16期決算報告書は、表紙の左上に報告第4号関係（添付書類1）と記載されたものになります。 なお、記載の金額につきましては、全て税抜金額で記載されていることを申し添えます。 3ページが貸借対照表になります。 まず、資産の部でございます。 流動資産は1億9,545万1,935円です。内訳は、以下に記載されている現金及び預金から未収入金までとなっております。 次に、固定資産の合計は2,592万1,147円です。内訳として、有形固定資産2,398万8,150円、無形固定資産161万3,084円、投資その他の資産31万9,913円でございます。 以上、資産の部合計として2億2,137万3,082円です。 次に、負債の部でございます。 流動負債は5,948万1,283円で、内訳は、買掛金から未払消費税までです。固定負債は33万円となっております。 次に、純資産の部です。 株主資本は1億6,156万1,799円で、内訳としましては、資本金4,100万円と利益剰余金1億2,056万1,799円です。資本金につきましては、前期からの額は変更はございません。 以上により、負債及び純資産の部の合計は2億2,137万3,082円となっております。 続きまして、4ページの損益計算書でございます。 純売上高合計3億3,284万7,261円でございます。そのうち直売所での売り上げの受託販売手数料収入は8,992万3,535円でございます。 次に、売上原価合計1億9,541万4,943円は、商品仕入や当期製品製造原価などの諸経費に期末棚卸高を合計したものでございます。 以上、純売上高から売上原価及び販売費及び一般管理費1億2,246万7,729円などを差し引きいたしまして、営業利益1,496万4,589円となっております。 次に、営業外収益の合計は228万3,977円です。主なものは取扱手数料収入、補助金収入などです。 また、営業外費用は4万9,600円です。 以上をトータルして、経常利益は1,719万8,966円となり、法人税等を差し引き、当期純利益が1,278万7,366円の決算となっているところでございます。 次に、5ページをお願いいたします。 先ほど説明いたしました販売費及び一般管理費の内訳が記載されております。 次は6ページです。 直営製造部門の製造原価報告書が記載されています。 次は7ページです。 株主資本の資料になります。 8ページをお願いします。 監査意見書の添付がなされております。
--	---

	以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第5号「令和5年度筑前町財政健全化判断比率について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書5ページをお願いいたします。 報告第5号「令和5年度筑前町財政健全化判断比率について」 令和5年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付提出、町長名でございます。 議案書6ページをお願いいたします。 健全化判断比率報告書です。 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字でないことから比率はございません。 実質公債比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率でございます。 令和5年度は10.7%で、この比率は過去3年間の平均で算出されており、昨年同様の数値となっております。 将来負担比率につきましては31.1%となり、前年度より6.5ポイント改善しております。将来負担比率は、地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。地方債残高が確実に減少していることにより改善したものであります。 議案書7ページは、監査委員の審査意見書となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 報告第6号「令和5年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書8ページをお開きください。 報告第6号「令和5年度筑前町公営企業の資金不足比率について」 令和5年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付提出、町長名でございます。

	議案書9ページをお願いいたします。 資金不足比率報告書でございます。 水道事業会計、下水道事業会計、工業用地造成事業特別会計のいずれも資金不足はなかったことを報告いたします。 議案書10ページは、監査委員の審査意見書となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで本件の報告を終わります。
日程第7	
議 長	日程第7 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和6年度筑前町一般会計補正予算（第2号）」）についてを議題とします。 説明を求めます。 財政課長
財政課長	議案書11ページをお開きください。 承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付、町長名です。 提案理由は町長説明のとおりでございます。 続きまして、議案書の12ページをお願いいたします。 令和6年専決第5号、専決処分書。 令和6年度筑前町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。 令和6年7月22日に専決処分したものです。 別冊の令和6年度一般会計補正予算（第2号）をお願いいたします。 3ページをお開きください。 令和6年度筑前町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,095万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億7,571万7,000円とするものです。 今回の補正は、6月補正で予算計上した給付金・定額減税一体支援事業の実施にあたり調整給付の対象者を算定したところ、想定よりも大幅に増加したことにより事業費を増額補正するものです。 事項別明細書より歳出から説明いたします。 9ページをお願いいたします。 2款1項3目新型コロナウイルス地方創生費11節役務費、通信運搬費55万円の増、給付金振込手数料40万円の増です。18節負担金補助及び交付金、調整給付金1億9,000万円の増です。 歳出は以上となります。 次に、歳入です。 8ページをお願いいたします。 16款2項2目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時

	交付金１億９，０９５万円の増です。 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 討論ございませんか。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（令和６年度筑前町一般会計補正予算（第２号）」）を採決します。 本件について承認することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第５号は承認することに決定をいたしました。
日程第８～ 日程第１４	
議 長	日程第８から日程第１４までを、会議規則第３５条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第８ 議案第４６号から日程第１４ 議案第５２号までは議案の説明のみ行いたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 議案第４６号、健康課長
健康課長	それでは、議案書１３ページをお願いします。 議案第４６号「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について」 地方自治法第２９１条の３第１項の規定に基づき、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更する。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由については町長説明のとおりです。 新旧対照表にて説明いたします。議案書１５ページをお願いします。 今回の改正内容は、被保険者証が令和６年１２月２日以降新規発行されなくなり、マイナンバーカードと紐づけたマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、広域連合規約の別表第１中の「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。 広域連合規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、議会の議決を必要とし、その後、県知事の許可を受けなければならないため、今回議案として上程したものでございます。 なお、附則により、令和６年１２月２日から施行することと規定しております。 以上で説明を終わります。

	よろしくお願いします。 続けて、議案書 16 ページをお願いします。 議案第 47 号「筑前町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由については町長説明のとおりです。 新旧対照表にて説明いたします。議案書 17 ページをお願いします。 当該条例の一部改正についても、先ほどの後期高齢者医療広域連合規約の一部改正と同様に、被保険者証が令和 6 年 12 月以降新規発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴うものです。 現行条例においては被保険者証の返還を求められ、これに応じない場合は罰則規定がありましたが、そもそもの被保険者証が発行されなくなりますので、その部分の文言を削除したものです。 なお、附則により、令和 6 年 12 月 2 日から施行することと規定しております。 続きまして、議案書 18 ページをお願いします。 議案第 48 号「筑前町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由については町長説明のとおりです。 新旧対照表にて説明いたします。議案書 19 ページをお願いします。 新旧対照表の下線を引いてあるところをご確認いただきますと、施行令の項がずれていることが確認できるかと思います。これは、児童扶養手当法施行令第 2 条の 4 第 5 項が削除されたことに伴い、施行令の項ずれが起こったため、当該条例が引用している施行令の引用箇所を、改正後の施行令に対応したものです。 なお、附則により、令和 6 年 11 月 1 日から施行することと規定しております。 以上で説明を終わります。
議 長	こども課長
こども課長	それでは、議案書の 21 ページをお願いします。 議案第 49 号「筑前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由については町長説明のとおりです。 では、新旧対照表にて説明いたします。議案書 22 ページをお願いいたします。 第 23 条では、これまで、運営規程の概要、職員の勤務体制など、施設の重要事項については書面掲示を行うよう規定していたものを、加えて、インターネットを利用して公衆が閲覧できるようにするよう改正するものです。 また、53 条は文言の適正化に伴うもので、技術中立性を明らかにする観点から媒体の種類を示さない形とするため、議案書 23 ページ、第 2 号にて文言を「電磁的記録媒体」に改めています。 なお、いずれの改正も上位法の改正に基づくもので、附則にて、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものと規定しています。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
議 長	財政課長

財政課長	議案書24ページをお願いいたします。 議案第50号「令和6年度筑前町一般会計補正予算（第3号）について」令和6年度筑前町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の令和6年度一般会計補正予算（第3号）をお願いいたします。 3ページをお願いいたします。 令和6年度筑前町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億5,272万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億2,843万8,000円とするものです。 第2条、債務負担行為は「第2表 債務負担行為」による。 8ページをお願いいたします。 第2表、債務負担行為につきましては、児童家庭相談システム導入事業（ゼロ債務）、期間、令和7年度から令和11年度まで、限度額1,682万4,000円です。 問題のある児童家庭への相談内容などを管理するシステム導入経費で、今年度中に公募プロポーザルなどの契約に向けた作業を行う必要があることから、今回ゼロ債務での債務負担行為となります。 3ページに戻りまして、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。 9ページをお願いいたします。 第3表、地方債補正につきましては、上段の表、変更の河川・ため池浚渫事業債は、峯古野ため池浚渫工事のため、緊急浚渫推進事業債を1億8,010万円借り入れ、限度額を2億60万円増額するものです。下段の表、変更の道路改良事業費は、舗装補修費増額のため合併特例債を3,800万円借り入れ、限度額を1億4,620万円に増額するものです。 それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。 なお、22節の過年度補助金等返還金につきましては、説明を省略させていただきます。 15ページをお願いいたします。 2款1項1目一般管理費47万5,000円は、人事異動に伴う児童手当の増。 2目文書広報費66万円の増は、年々増加している条例規則等の点検審査業務の一部を委託するものです。 22目企画費の207万4,000円の増は、人事異動によるものです。 23目平和記念館費10節需用費300万円の増は、記念館グッズ購入費です。 14節工事請負費357万7,000円の増は、戦跡保存整備事業の工事単価内容変更に伴う工事費の増です。21節補償補填及び賠償金44万9,000円の増は、電柱移転補償費です。 27目行政情報処理費420万1,000円の増は、386号線の道路拡幅工事等に伴うケーブル移設工事費です。 30目交通安全対策費1,000万円の増は、区画線等の路面標示の追加更新です。 33目新型コロナウイルス地方創生費4,350万円の増は、給付金・定額減税一体支援事業において、本年度新たに住民税非課税または均等割のみとなる世帯が想定よりも大幅に増加したことによる給付金の増です。 3款1項1目社会福祉総務費518万6,000円の減は、国保特別会計においてデジタル田園都市国家構想交付金などの歳入増に伴う繰出金の減額です。 16ページをお願いいたします。
------	--

	8目ひとり親家庭等医療対策費は、実績により補助金追加交付になったことによる財源振替です。 9目めくばり館費24万8,000円の増は、めくばり館温泉設備の修繕料です。 3款2項1目児童福祉総務費委託料318万1,000円の増は、中牟田小第3学童の開所延長に伴うものです。 2目児童措置費10節需用費6万5,000円の増、11節役務費102万7,000円の増、19節扶助費9,610万5,000円の増は、児童手当給付金で法改正により給付条件の変更による児童手当増額に伴う事務費、扶助費の増額です。 12節委託料35万8,000円の増は、こども課の住所移転に伴う収納管理システムの改修費です。18節負担金補助及び交付金の96万3,000円の増は、補助基準変更に伴う特別保育事業補助金です。保育所等給食費支援金902万4,000円の増は、特定教育保育施設等給付事務のうち物価高騰対策によるものです。 4目子ども医療対策費、実績報告により補助金追加交付になったことによる財源振替です。 17ページをお願いいたします。 4款1項3目予防費12節委託料8,443万1,000円の増は、65歳以上の新型コロナワクチン接種委託料です。 4款2項2目塵芥し尿処理費の財源振替は、使用済み紙おむつのリサイクル実証実験の取り組みが自治体支援事業の対象団体として選定されたことによるものです。 5款1項3目農業振興費275万円の増は、スマート農業RTK基地局整備によるものです。 5目農地費218万7,000円の増は、両筑平野用水県営二期事業負担金で調査設計費が必要になり、関係市町村の負担割合で増額補正するものです。 6目農業土木費1億8,018万4,000円の増は、峯古野の浚渫工事の増額です。 7款2項1目道路橋梁総務費4,000万円の増額は、丸町朝日線ほか21路線の舗装補修費の増額です。 18ページをお願いいたします。 7款4項2目の公園費は、交付税措置のない一般事業債から基金に財源を振り替えるものです。 7款5項1目住宅管理費476万8,000円の増は、町営住宅マクリ団地の解体費用によるものです。財源は全額町営住宅使用料を充当し、公債費充当分から振り替えます。 9款2項1目学校管理費914万1,000円の増は、三並小学校体育館ステージ屋上防水改修工事及び給食調理室食器洗浄機設置によるものです。 9款3項1目学校管理費99万円の増は、中牟田小学校渡り廊下の改修工事によるものです。 9款4項1目学校管理費は、交付税措置のない一般事業債から基金に財源を振り替えるものです。 9款5項1目学校管理費は、14節工事請負費566万6,000円の増は、三輪小学校体育館トイレの洋式化とカスタマーハラスメント対策として録音機能付電話設置工事によるもの、17節備品購入費792万円の増は、給食調理室の真空冷却機が故障しているための更新費用です。 19ページをお願いいたします。 9款7項1目学校管理費は、交付税措置のない一般事業債から基金に財源を振り
--	--

	替えるものです。 9款9項1目文化財保護総務費は、交付税措置のない一般事業債から一般財源に振り替えるものです。 10款1項2目現年発生林道災害復旧費230万円の増、続いて10款2項1目現年発生道路橋梁災害復旧費210万円の増、及び2目現年発生河川災害復旧費130万円の増額については、7月14日、15日の大雨による復旧工事で、補助対象外かつ起債もできない内容となっております。 次に、歳入についてご説明いたします。 12ページをお願いいたします。 1款1項1目個人1億2,786万円の減額は、定額減税に伴う減額です。 11款1項1目地方特例交付金1億3,512万7,000円の増は、交付決定による増額で、主に定額減税減収補填金によるものです。 12款1項1目地方交付税1億4,826万7,000円の増は、交付決定による増額で、主に基準財政収入額における個人住民税所得割について定額減税に伴う減収分が大きかったことによるものです。 16款1項3目民生費国庫補助金1億181万2,000円の増額は、法改正による児童手当負担金です。 16款2項2目総務費国庫補助金4,350万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものです。 3目民生費国庫補助金1,695万円の増は、制度変更により、子ども・子育て支援交付金1,980万6,000円の増、母子家庭等対策総合支援事業補助金3万5,000円の増、児童虐待防止対策支援事業補助金498万3,000円の減、子ども・子育て支援事業費補助金209万2,000円の増となります。 17款1項3目民生費県負担金285万4,000円の減は、児童手当の法改正に伴う負担割合の変更によるものです。 13ページをお願いいたします。 17款2項3目民生費県補助金1節社会福祉費補助金36万円の増は、実績に基づくひとり親家庭等医療費過年度精算金です。2節児童福祉費補助金273万3,000円の増は、実績に基づく子ども医療費過年度精算金171万7,000円の増と今回、国庫支出金に振り替えた子ども・子育て支援交付金349万6,000円の減、物価高騰対策として県2分の1補助金である保育所等給食支援費補助金451万2,000円の増によるものです。 20款2項1目基金繰入金1億2,131万8,000円の減は、1節財政調整基金繰入金1億8,251万4,000円の減は財政調整によるものです。4節公共施設等整備基金繰入金4,442万円の増は、学校施設改修給食設備設置更新の繰り入れ、6節農業振興基金繰入金275万円の増は、スマート農業RTK基地局整備へ繰り入れるものです。8節多目的運動広場整備等基金繰入金1,000万円の増は、当初予算で計上していた多目的運動公園ぼぼろの東屋設置のために繰り入れるもので、交付税措置のない一般事業債からの財源振替です。10節ふるさと応援基金繰入金402万6,000円の増は、戦跡保存事業のために繰り入れるものです。 21款1項1目繰越金9,653万6,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものです。 22款5項2目雑入6,996万8,000円の増は、2節予防接種徴収金は新型コロナワクチン接種者からの徴収金1,650万円の増。 5目雑入広告料36万4,000円の増は、広告の有料広告枠の契約によるもの。平和記念館グッズ売上370万円の増は、グッズ販売を見込むもの。電柱移転補償
--	---

	費１５５万６，０００円の増は、県からの電柱移転補償によるもの。ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金４，５６５万の増は、新型ワクチンの国からの支援によるものです。 １４ページをお願いいたします。 使用済み紙おむつの再生利用等に関する地方公共団体支援事業補助金２１９万８，０００円の増は、補助金交付を受けることになったことによるものです。 ２３款１項町債の３目土木債から９目教育債については、歳出及び基金繰入金で説明したとおりです。また、９目教育債の公共施設等適正管理推進事業債の３７０万円の減額は、三箇山小学校校舎解体に交付税措置がないため一般財源に振り替えたことによるものです。 以上で説明を終わります。 よろしくをお願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	それでは、議案書２５ページをお願いします。 議案第５１号「令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について」 令和６年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 タブレットのほうで国保特別会計補正予算（第２号）をお願いします。 予算書の２ページです。 令和６年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。 第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，７９８万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３４億６，４４７万９，０００円とするものです。 事項別明細書で説明いたします。 予算書８ページをお願いします。 まず、歳出からご説明いたします。 ６款２項１目特定健康診査等事業費について、健診予約システムの構築が国のデジタル田園都市国家構想交付金の内示等を受けたため、５１８万６，０００円を一般会計繰入金から国庫支出金に財源を振り替えたものです。 ９款１項６目保険給付費等交付金償還金については、令和５年度事業実績が確定したことに伴い、交付金の過大交付分２，７９８万円を返還する予算を計上したものです。 次に、予算書７ページをお願いします。 歳入の説明を行います。 ５款２項４目デジタル田園都市国家構想交付金４３３万２，０００円は、健診予約システム構築に伴う国庫支出金です。また、１２款諸収入の８５万４，０００円は、過年度分特定健康診査・保健指導負担金の収入に伴い、これを合わせた額と同額の５１８万６，０００円を１０款１項１目の一般会計繰入金を減額したものです。 次に、１０款２項１目繰入金の国民健康保険事業運営基金から１，５１０万２，０００円を繰り入れ、１１款１項１目繰越金１，２８７万８，０００円は５年度決算剰余金を繰り越し措置し、歳入歳出補正予算額として２，７９８万円を追加するものです。 続きまして、議案第５２号のほうに移らせていただきます。 議案書２６ページをお願いします。

	議案第52号「令和6年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」 令和6年度筑前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 タブレットの後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いします。 こちら2ページをお願いします。 令和6年度筑前町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,698万8,000円とするものです。 事項別明細書で説明いたします。 予算書7ページをお願いします。 歳入の6款繰越金164万6,000円は、5年度決算剰余金を繰り越し措置したものです。 次に、歳出について、8ページをお願いします。 4款1項1目予備費に164万6,000円を増額補正するものです。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いします。
議 長	議案の説明が終わりました。
日程第15～ 日程第21	
議 長	日程第15から日程第21までを、会議規則第35条の規定により一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第15 認定第1号から日程第21 認定第7号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託して審査することに決定をいたしました。 ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いをいたします。 8番 山本一洋議員
山本一洋議員	決算審査特別委員会委員長に寺原裕明副議長を、そして、副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長を推薦いたします。
議 長	ただいま、8番 山本一洋議員から発言がありましたように、委員長に寺原裕明副議長、副委員長に柳雅明総務建設常任委員会委員長ということでございます。 これにご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 それでは、寺原裕明副議長、決算審査特別委員会委員長就任のご挨拶を演壇にてお願いをいたします。 寺原議員

寺原議員	ただいま令和５年度決算審査特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。 議員各位もご承知のとおり、少子高齢化の進行、原油価格をはじめとする諸物価の高騰、自然災害の多発等の影響は本町も例外ではなく、町の財政環境は決して樂觀できない状況にあります。 それだけに、決算審査にあたる議員各位も大変なご苦勞があらうかと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、 一つ、最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がなされたかどうか。 一つ、議会における予算審議の趣旨が十分生かされたか。 一つ、予算の執行は適切な時期に、しかも住民本位になされたかどうかなど、着眼すべき点は多々あらうかと存じます。 委員会の審査期間には制約もありますので、最少の日数で最大の効果を上げることを念頭に置いて審査されますよう、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。委員長就任のご挨拶といたします。
議 長	決算審査特別委員会委員長の就任の挨拶が終わりました。
散 会	
議 長	以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。 お疲れさまでした。 （ １１：０１ ）